破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第７５１号
静岡市清水区三保1062番地の３
債務者　北川　　**隆**
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７８６号
川崎市宮前区有馬５丁目18番16―204号　プレール鷺沼ステラプラッツ
債務者　城戸美智子（旧姓松橋）
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８２０号
愛知県高浜市八幡町３丁目１番地５　５―505
債務者　糸川　正子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月31日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８２９号
愛知県知立市弘法２丁目７番地10　パークアベニューⅠ201号、旧住所愛知県あま市七宝町沖之島高畑９番地　シープヒルズ七宝605号
債務者　岩田かおり（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月31日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３２５号
岡山市中区四御神836番地　市営住宅Ｃ―509―１
債務者　井上　慶子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０３号
岡山市北区一宮492番地８
債務者　高橋真佐男
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７３号
岡山市北区富町１丁目19番26号
債務者　坂井惠美子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５５号
岡山市南区藤田686番地11
債務者　片山　　潤
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０５３５号
東京都八王子市子安町３丁目33―15―103
債務者　今村　智三
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０５３６号
東京都八王子市子安町３丁目33―15―103
債務者　今村　和世
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０５４８号
東京都中野区野方４丁目10―２―203
債務者　香本えつ子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０６３１号
埼玉県三郷市彦成３丁目９―２―1107
債務者　鈴木　和彦
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０６３２号
東京都大田区仲六郷４―13―８　太陽館62、住民票上の住所東京都大田区蒲田本町１丁目７―15―101　木村方
債務者　絹川憲一郎
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０６５９号
東京都大田区西蒲田６丁目18―２―403
債務者　芳賀めぐみ
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０６６１号
東京都板橋区三園１丁目50―８―503
債務者　渡邊　美鶴（旧姓小原）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部